

静岡県告示第91号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年2月12日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月12日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
469号	富士宮市下稲子字砂熊山180番の26から 富士宮市下稲子字西村山179番の15まで	令和7年2月12日

=====

静岡県告示第92号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年2月12日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月12日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
清水富士宮線	富士宮市内房字里沢41番の5から 富士宮市内房字里沢42番の4まで	令和7年2月12日

=====

静岡県告示第93号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年2月12日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年2月12日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
藤枝天竜線	島田市川根町笹間上字野田島10番の17から 島田市川根町笹間下字細島1314番の11まで	令和7年2月12日

